

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
10月30日
(火曜日)

目 次

○告示

鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(四件)(自然保護課)……………

特別保護地区の指定(自然保護課)……………

休猟区の指定(自然保護課)……………

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正(四件)(自然保護課)……………



山口県告示第三百六十九号

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和四十三年山口県告示第八百六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 周南市土井一丁目、政所一丁目、宮の前一丁目及び大字富田の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四五ヘクタール)

三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十号

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和五十三年山口県告示第五十号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

桑山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 防府市駅南町、岡村町、桑山一丁目、桑山二丁目及び寿町の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六七ヘクタール)

桑山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

桑山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

根笠鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 岩国市美川町四馬神及び美川町根笠の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六〇〇ヘクタール)

根笠鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

根笠鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千坊大峯鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 光市千坊台一丁目、千坊台二丁目、千坊台三丁目、室積市延、室積西ノ庄、

大字光井及び大字室積村の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三三〇ヘクタール）

千坊大峯鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

千坊大峯鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宇生鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市大字下田万の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三一〇ヘクタール）

宇生鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

宇生鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十一号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和六十三年山口県告示第八百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 阿武郡阿武町大字奈古の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 九一〇ヘクタール）

三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十二号

鳥獣保護区の指定に関する告示（平成十年山口県告示第七百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 宇部市大字芦河内、大字今富、大字瓜生野、大字木田、大字西吉部、大字西万倉、大字如意寺、大字東万倉、大字船木及び大字矢矯の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、六〇一ヘクタール）

三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 名称 根笠鳥獣保護区特別保護地区

二 区域 根笠鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二ヘクタール）

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで
四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ヤマガラ、メジロ、エナガ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 千坊大峯鳥獣保護区特別保護地区

二 区域 千坊大峯鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四二ヘクタール)

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、ウグイス、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 名称 串休猟区

二 区域 山口市徳地上村、徳地串、徳地鯖河内及び徳地島地の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、〇四〇ヘクタール)

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 奈美・鈴屋休猟区

二 区域 防府市大字上右田、大字下右田、大字鈴屋、大字高井、大字中山及び大字奈美の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二、二六〇ヘクタール)

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 須佐・弥富休猟区

二 区域 萩市大字須佐、大字弥富上及び大字弥富下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、六二〇ヘクタール)

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 宇生賀休猟区

二 区域 阿武郡阿武町大字宇生賀、大字福田上及び大字福田下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、三三〇ヘクタール)

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十五号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(昭和六十三年山口県告示第八百七十七号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

米川赤谷特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下松市大字下谷の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二〇〇ヘクタール）

米川赤谷特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十年十一月十日」を「平成四十年十一月十四日」に改める。

米川赤谷特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十六号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成元年山口県告示第八百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山陽小野田市大字郡の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一四八ヘクタール）

三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十七号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成十年山口県告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

島田川・笹見川合流地域特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 岩国市玖珂町、周東町上久原、周東町下久原及び周東町用田の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一二六ヘクタール）

島田川・笹見川合流地域特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

島田川・笹見川合流地域特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

周東町いこいの森特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 岩国市周東町上久原及び周東町用田の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五三ヘクタール）

周東町いこいの森特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

周東町いこいの森特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

田万川特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市大字江崎、大字上田万及び大字下田万の区域（次の図に示す部分に限る。）

る。(面積 六五ヘクタール)
田万川特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。
田万川特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十八号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成二十年山口県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 宇部市大字妻崎開作及び大字東須恵の区域（次の図に示す部分に限る。）

（面積 四九三ヘクタール）

三 存続期間に関する部分中「平成三十年十月三十一日」を「平成四十年十月三十一日」に改める。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成三十年十月三十日
印刷
發行

發行人
所

山口県
知事
庁